

特定施設入居者生活介護（一般）

主眼事項及び着眼点（指定特定施設入居者生活介護事業）

主眼事項	着眼点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】		
1 基本的事項	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業所毎に指定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	適・否 割引設定有・無 (/100)
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否
※経過措置 (0.1%上乗せ分)	令和3年9月30日までの間は、短期入所生活介護費及びユニット型短期入所生活介護費について、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定しているか。	適・否
2 特定施設入居者生活介護		
(1) 特定施設入居者生活介護費	特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるにより減算しているか。	適・否
(2) 短期利用特定施設入居者生活介護費	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の五）に該当する場合は、同告示により減算しているか。 ※厚生労働大臣が定める施設基準 施設基準・二十二を参照。	適・否
(3) 身体拘束廃止未実施減算	特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・四十二の二) 指定居宅サービス等基準第183条第5項及び第6項に規定する基準に適合していないこと。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率（〇〇％）を設定する。 割引設定をしている場合、事前に県に届け出をしているか。 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費請求書(控) ○ 介護給付費請求明細書(控) ○ 領収証(控) ○ サービス提供票 ○ 特定施設サービス計画など ○ 実績記録 	<p>法第41条第4項</p> <p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>改正告示 附則第12条</p> <p>報酬告示 別表の10の注1</p> <p>報酬告示 別表の10の注3</p> <p>報酬告示 別表の10の注4</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）</p> <p>解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第40号）</p> <p>施設基準：厚生労働大臣が定める施設基準（平27.3.23厚生労働大臣告示第96号）</p> <p>大臣基準告示：厚生労働大臣が定める基準（平成27.3.23厚生労働大臣告示第95号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ※厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の五） 人員欠如に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定する。 新たに開設された特定施設など指定を受けた日から起算した期間が3年に満たない施設であっても、指定居宅サービスなどの運営について3年以上の経験を有している事業者が運営する施設であれば、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定することができる。 身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準第183条第5項の記録（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算する。 具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に 			

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(4)入居継続支援加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設に置いて、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、サービス提供強化加算を算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 入居継続支援加算(Ⅰ) 36単位 (2) 入居継続支援加算(Ⅱ) 22単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣告示・四十二の三）</p> <p>イ 入居継続支援加算(Ⅰ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも適合すること。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15以上であること。 (2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> a 介護機器を複数種類使用していること。 b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の心身の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器活用委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> i 入居者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 <p>(3) 人員基準欠如に該当していないこと。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。</p> <p>① 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。また、届出を行った月以降においても、毎月において前4月から前々月までの3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</p> <p>② 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の利用者数については、当該年度の前年度の平均を用いること。 介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。 届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</p> <p>③ 必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である場合の要件 イ 「業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を複数種類使用」とは、以下に掲げる介護機器を使用することである。 少なくともaからcまでに掲げる介護機器は使用すること。 a 見守り機器（全ての居室に設置） b インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（全ての介護職員が使用） c 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器 d 移乗支援機器</p>		<p>報酬告示 別表の10の注5</p> <p>解釈 第2の4(5)</p> <p>解釈 第2の4(5)④</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>□ 入居継続支援加算(Ⅱ) ・次のいずれにも適合すること。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。 (2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。</p> <p>※介護機器：業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器 ※アセスメント：入居者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。 ※介護機器活用委員会：介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>エ その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器 介護機器の選定にあたっては、事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、従業者それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること。</p> <p>ロ 介護機器の使用により業務効率化が図られた際、その効率化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充てること。 ケアの質の向上への取組については、幅広い職種の方が共同して、見守り機器やバイタルサイン等の情報を通じて得られる入居者の記録情報等を参考にしながら、適切なアセスメントや入居者の身体の状態等の評価等を行い、必要に応じ、業務体制を見直すこと。</p> <p>ハ 介護機器活用委員会は3月に1回以上行うこと。介護機器活用委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。 介護機器活用委員会には、管理者だけでなく実際にケアを行う職員を含む幅広い職種や役割の者が参画するものとし、実際にケアを行う職員の意見を尊重するよう努めること。</p> <p>ニ 「入居者の安全及びケアの質の確保」に関する事項を実施すること。 a 介護機器から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入居者の状態把握に活用すること。 b 介護機器の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。</p> <p>ホ 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際にケアを行う介護福祉士を含めた介護職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、介護機器の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。 a ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えているかどうか</p>			

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>(5)生活機能向上連携加算</p>	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣告示・四十二の四） イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) ・次のいずれにも適合すること。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>b 1日の勤務の中で、職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうか c 休憩時間及び時間外勤務等の状況</p> <p>へ 日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、介護機器のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。</p> <p>ト 介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。この場合の要件で入居継続支援加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとする。 入居者の安全及びケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から介護機器活用委員会を設置し、当該委員会において、介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のバランスに配慮しながら、介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の入居継続支援加算の要件を満たすこととする。 届出にあたり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護施設のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。</p> <p>①生活機能向上連携加算(Ⅰ) イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリ</p>	<p>○アセスメント、利用者の心身の状態等の評価 ○実施時間、訓練内容、担当者等の記録</p>	<p>報酬告示 別表の10の注6 解釈準用 (第2の2(7))</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該指定特定施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。</p> <p>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれにも適合すること。 <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定特定施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。</p> <p>※理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師</p> <p>※機能訓練指導員等：機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者</p> <p>※「リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。</p> <p>ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ニ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。 ・利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 ・テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守す 			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ること。</p> <p>へ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。 イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>② 生活機能向上連携加算（Ⅱ）</p> <p>イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。</p> <p>ハ ①ハ、ニ及びへによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はない。</p>			

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(6)個別機能訓練加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1月につき20単位を算定しているか。</p> <p>※理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>※L I F E：科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）</p> <p>※P D C Aサイクル：個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル</p>	適 ・ 否 適 ・ 否
(7) A D L 維持等加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ A D L 維持等加算（Ⅰ） 30単位 ロ A D L 維持等加算（Ⅱ） 60単位</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」）について算定する。</p> <p>② 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うものである</p> <p>③ 機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。</p> <p>④ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。 利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。 テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>⑤ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこと。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。 サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じたP D C Aサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。</p>	<p>○個別機能訓練計画 ○実施時間、訓練内容、担当者等の記録</p>	<p>報酬告示 別表の10の注7 解釈 第2の4(7)</p> <p>解釈 第2の4(7)⑥</p>	<p>「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）</p> <p>利用者等告示：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27.3.23厚生労働大臣告示第94号）</p>
<p>① A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うこと。</p> <p>② 厚生労働省へのA D L 値の提出は、L I F Eを用いて行うこと。</p> <p>③ A D L 利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値から、評価対象利用開始月に測定したA D L 値を控除して得た値に、次の(1)または(2)に掲げる者に係る評価対象利用開始月に測定したA D L 値に応じてそれぞれに掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。</p>		<p>報酬告示 別表の10の注8 解釈 第2の4(8)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣告示・十六の二）</p> <p>イ ADL維持等加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれにも適合すること。 (1) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」）が6月を超える者をいう。）の総数が10人以上であること。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」）の平均値が1以上であること。 <p>ロ ADL維持等加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。 <p>※厚生労働大臣が定める期間（利用者等告示・二十八の三）</p> <p>ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
(8) 夜間看護体制加算	<p>特定施設入居者生活介護費及び短期利用特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準・二十三）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ② 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(1) (2)以外の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ADL値が0以上25以下 2 ・ ADL値が30以上50以下 2 ・ ADL値が55以上75以下 3 ・ ADL値が80以上100以下 4 <p>(2) 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定（法第27条第1項に規定する要介護認定）があった月から起算して12月以内である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ADL値が0以上25以下 1 ・ ADL値が30以上50以下 1 ・ ADL値が55以上75以下 2 ・ ADL値が80以上100以下 3 <p>④ ③においてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」とする。）</p> <p>⑤ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとする。</p> <p>⑥ 令和4年度以降に加算を算定する場合であつて、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして県知事に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。</p>	<p>○夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等</p> <p>○重度化対応のための指針</p>	<p>報酬告示</p> <p>別表の10の注9</p> <p>解釈</p> <p>第2の4(9)</p>	
<p>・ 「24時間連絡できる体制」とは、施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても事業者から連絡でき、必要な場合には事業者からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいう。</p> <p>イ 施設において、管理者を中心に、介護・看護職員による協議の上、夜間の連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。</p> <p>ロ 管理者を中心として、介護・看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化がなされていること。</p> <p>ハ 施設内研修等を通じ、介護・看護職員に対してイ及びロの内容が周知されていること。</p> <p>ニ 施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行うこと。</p>			

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(9) 若年性認知症入居者受入加算	<p>特定施設入居者生活介護費及び短期利用特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算する。</p>	適 ・ 否
(10) 医療機関連携加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※指定居宅サービス基準第191条第1項 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	適 ・ 否
(11) 口腔衛生管理体制加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・六十八） イ 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 人員基準欠如に該当していないこと。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 ※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・四十二の五） 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること 		報酬告示 別表の10注10 解釈準用 (第2の2(14))	
<ul style="list-style-type: none"> 協力医療機関等に情報を提供した日以前30日以内において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合には、算定できない。 協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書（FAXを含む。）又は電子メールにより行うことも可能とするが、協力医療機関等に情報を提供した場合には、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない。 面談による場合について、当該面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 		報酬告示 別表の10注11 解釈 第2の4(11) 解釈 第2の4(11)⑤	
<p>① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。</p> <p>「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		報酬告示 別表の10注12 解釈 第2の4(12)	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>(12) 口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、1回につき20単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合あっては算定しない。</p> <p>※口腔スクリーニング：口腔の健康状態のスクリーニング ※栄養スクリーニング：栄養状態のスクリーニング</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・四十二の六） ・次のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、利用者の口腔の健康状態に関する情報（利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合あっては、その改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態のある場合あっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>② 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。 イ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題 ロ 当該施設における目標 ハ 具体的方策 ニ 留意事項 ホ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況 ヘ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。） ト その他必要と思われる事項</p> <p>③ 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。</p> <p>① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行うこと。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれに掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。 イ 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p>		<p>報酬告示 別表の10注13</p> <p>解釈 第2の4(13)</p>	<p>「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）</p>

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(13) 科学的介護推進体制加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>ロ 必要に応じて特定施設サービス計画（指定居宅サービス基準第184条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう。）を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	適 ・ 否
(14) 退院・退所時連携加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 当該加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに算定要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものである。</p> <p>② 情報の提出については、L I F Eを用いて行うこと。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。</p> <p>③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、P D C Aサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。</p> <p>ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。</p> <p>ハ L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。</p> <p>ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。</p>		報酬告示 別表の10注14 解釈 第2の4(14)	
<p>① 当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、特定施設サービスの利用に関する調整を行った場合には、入居日から30日間に限って、1日につき30単位を加算すること。</p> <p>当該面談等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>② 当該加算は、当該入居者が過去3月間の間に、当該特定施設に入居したことがない場合に限り算定できる。</p> <p>当該特定施設の短期利用特定施設入居者生活</p>	○特定施設サービス計画	報酬告示 別表の10の二 解釈 第2の4(15)	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(15) 看取り介護加算	<p>(1) 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算（Ⅰ）として、1日につき所定単位を死亡月に加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">死亡日以前31日以上45日以下 72単位 死亡日以前4日以上30日以下 144単位 死亡日の前日及び前々日 680単位 死亡日 1280単位</p> <p>ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。 夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>(2) 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算（Ⅱ）として、1日につき所定単位を死亡月に加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">死亡日以前31日以上45日以下 572単位 死亡日以前4日以上30日以下 644単位 死亡日の前日及び前々日 1,180単位 死亡日 1,780単位</p> <p>ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。 看取り介護加算（Ⅰ）を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準・二十四） イ 看取り介護加算（Ⅰ） (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 (3) 看取りに関する職員研修を行っていること。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>介護を利用していた者が日を空けることなく当該特定施設に入居した場合については、当該加算は入居直前の短期利用特定施設入居者生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定できる。</p> <p>③ 30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合は、当該加算は算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため、次のような取組が求められる。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 看取り指針を定めることで、施設の看取り方針等を明らかにする。 ロ. 看取り介護の実施に当たっては、当該利用者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援を行う。 ハ. 多職種が参加するケアカンファレンスを通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う。 二. 看取り指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 指定特定施設入居者生活介護事業者は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者等及び地域住民との意見交換により地域への啓発活動を行うことが望ましい。 ・ 質の高い看取り介護を実施するため、多職種連携により、利用者等に対し十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。 ・ 説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。 ・ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 当該特定施設の看取りに関する考え方 ロ. 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ハ. 特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 二. 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む。） 		<p>報酬告示 別表の10のホ 解釈 第2の4(16)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>□ 看取り介護加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。</p> <p>(2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める利用者（利用者等告示・二十九）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のイからハまでのいずれにも適合している利用者 イ. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ. 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ハ. 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ホ. 利用者等への情報提供及び意思確認の方法</p> <p>ヘ. 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式</p> <p>ト. 家族への心理的支援に関する考え方</p> <p>チ. その他看取り介護を受ける利用者に対して施設の職員が取るべき具体的な対応方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録すること。 イ. 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ロ. 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 ハ. 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録 <p>・ 看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当該入院又は外泊期間が死亡日以前45日の範囲内であれば、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、当該加算の算定が可能である。 ・ 入院若しくは外泊又は退去の当日について看取り介護加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによる。 ・ 看取り介護加算(Ⅱ)を算定する場合の「夜勤又は宿直を行う看護職員の数1以上」については、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下「病院等」）の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 		<p>解釈 第2の4(16)⑧</p> <p>解釈 第2の4(16)⑬</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(16) 認知症専門ケア加算	<p>特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ. 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位 ロ. 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・三の二）</p> <p>イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも適合すること。 ① 施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③ 当該施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 <p>ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも適合すること。 ① イの基準のいずれにも適合すること。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 	適 ・ 否
(17) サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位 (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位 (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める者（利用者等告示・三十）日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入居者を指す。 ・ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ・ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 <p>※「認知症介護実践リーダー研修」：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する研修</p> <p>※「認知症介護指導者研修」：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する研修</p>		<p>報酬告示 別表の10のへ</p> <p>解釈 第2の4(17)</p>	
<p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・四十三）</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。ただし、指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における、介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護と指定 		<p>報酬告示 別表の10のト</p> <p>解釈 第2の4(18)</p>	

特定施設入居者生活介護（一般）

主眼事項	着眼点	自己評価
<p>(18) 介護職員処遇改善加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 特定施設入居者生活介護費，短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の82に相当する単位数</p>	<p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 (一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取り組みを実施していること。 (3) 人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ・ 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、イ(1)ただし書の規定を準用する。 (2) 人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ・ 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定に当たっては、イ(1)ただし書の規定を準用する。 (一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十四を参照。</p> <p>・ 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。</p> <p>・ 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。</p>	<p>○ 介護職員処遇改善計画書 ○ 実績報告書 ○ 研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の10のチ 解釈準用 (第2の2(22))</p>	<p>別途通知 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>

特定施設入居者生活介護（一般）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	<p>②介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 特定施設入居者生活介護費，短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>③介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 特定施設入居者生活介護費，短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>④介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>⑤介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が，利用者に対し，指定特定施設入居者生活介護を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には，次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>①介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 特定施設入居者生活介護費，短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>②介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 特定施設入居者生活介護費，短期利用特定施設入居者生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は，加算を取得しようとする月の前々月の末日までに，都道府県知事等に提出するものとする。</p> <p>〔経過措置〕 令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所において，改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については，令和4年3月31日までの間は，なお従前の例によることができる。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十四の二を参照。</p>		報酬告示 附則第2条	
		報酬告示 別表の10のり	